

平成23年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第3日目（平成23年12月15日）

（午前 9時57分 開議）

開 議 宣 告

○議長（山崎数彦君） おはようございます。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（山崎数彦君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則により、会議録署名議員に2番川野敏夫さん、7番谷秀紀さんを指名いたします。

諸 般 報 告

○議長（山崎数彦君） 日程第2 諸般報告であります。

事務局長に報告させます。

渡部議会事務局長。

○議会事務局長（渡部一幸君） 報告いたします。

本日、付議されます議案は、湯浅議員外からの意見書案7件であります。

また、本日の議事日程につきましては、別紙配付してあります議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山崎数彦君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

発言取り消しの申し出

○議長（山崎数彦君） ここで、湯浅礼子さんから、会議規則第62条の規定により、昨日の本会議における一般質問の一部を取り消したい旨の申し出がありますので、発言を許します。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） 昨日の一般質問における発言について、一部不適切な部分がありまし

たので、おわび申し上げ、この部分の発言の取り消しについてよろしくお願いいたします。

○議長（山崎数彦君） お諮りいたします。

湯浅礼子さんからの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

（「取り消しの内容、その部分言わないと皆わかりませんよ」と発言する者あり）

○議長（山崎数彦君） 暫時休憩します。

午前10時00分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（山崎数彦君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

湯浅議員からの一般質問中、発言を取り消す部分について申し上げます。「役に立たない」から「決めることはできない」、この部分について削除するということであります。

再度お諮りいたします。

湯浅礼子さんからの申し出のとおり、発言の取り消しを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

よって、湯浅礼子さんからの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

一 般 質 問

○議長（山崎数彦君） 日程第3 昨日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問順序5、議席番号6番女鹿聡さん。

一つ、介護保険制度改定に当たって。

一つ、福祉事業について。

一つ、東日本大震災について。

以上、3件について。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） おはようございます。3件にわたって質問いたします。

1件目、介護保険制度改正に当たってお聞きいたします。

来年4月より、介護保険改正により、介護予防日常生活支援総合事業を行うか行わないかを各自治体で判断してくださいということでしたが、9月の段階でまだちょっと不透明なところもありました。この総合事業を行うことになれば、介護度要支援の1、2の方が予防給付から外されるおそれが出たり、ヘルパーの家事援助など縮小したりなど、多くの問題が生じることが考えられていました。現在、歌志内でも、要支援1、2の方を見ても、介護認定者の約24%を占めておりまして、こういった方々の生活実態を見れば、介護サービスは切り離せない支援になっております。

高齢化が進めば介護保険制度に頼る方も多くなってきますし、この介護保険サービスを今まで以上に充実させて、多くの高齢者の方々に歌志内に住んでいてよかったと思えるまちづくりをしていただきたいと思います。

そこで、三つお聞きいたします。

①、介護予防日常生活支援総合事業を行うか、行わないのか。

②、改定後、介護保険利用者へのサービスと保険料には影響はないのか。

③、歌志内市として、今までの介護保険サービスについて利用者は満足していると思っ
ているかをお聞かせください。

二つ目でございます。2件目は、福祉事業についてお聞きいたします。

住民の暮らしを考えた上で必要不可欠なものは、福祉政策だと思っております。福祉が充実
したまちは、必然的に住みやすいまちになっていくと私は思っております。これは、市長を初
め、いろいろ所管の課長さんたちも思っていることではないかと思っております。

今回、子ども医療費無料化が拡大されまして、これは大変大きな前進だと感じていますが、
いまだに、買い物問題と同じく、除雪問題も、大きな課題として取り組む問題の一つだと認識
していると思います。

高齢者の二人暮らしや独居生活をしている方々にとって、この除雪問題は、買い物に出かけ
る以前に除雪をしなければ買い物に出られないという状況が多々あります。公営住宅に住んで
いる方でも、周りに迷惑をかけないように、少しちょっと自分に無理をしても除雪をしてい
る人がいるかもしれません。

また、いまだに除雪ヘルパー制度をよく知らないという人も歌志内の中にいるかもしれませ
ん。少しでも高齢者の冬の不安を取り除くためにも、今まで以上に除雪ヘルパー制度を充実さ
せていただきたいと思えます。

その中で、三つお聞きします。

①、今年度の除雪ヘルパーの人数と利用者の人数をお聞かせください。

②、現在の除雪ヘルパー数と利用者の割合は妥当か。また、ヘルパーさんの割り当て地域は
妥当か。

③、現在の除雪ヘルパー制度を、利用者はどれくらい満足して利用しているか。こういった
実態調査などをしたことがあるかです。

3件目は、東日本大震災についてでございます。

私自身、9月末から10月初めにかけてまして気仙沼市のほうにボランティアに行く機会があ
りました。現地の状況はかなりひどいものでして、まだ当時、半年以上たっているにもかかわらず、国がきちんとした政策を打ち出さないまま進んでいるので、復興が思うようにいっ
ていない状況が目にとりました。仮設住宅の設置場所も、山奥に建てたりとか、公共施設
の野球場やテニスコートなどに建てたりと、土地の空いている、ちょっと小高いところに、と
りあえず建てるという形のものでありました。仮設住宅に住む多くの方々に不便が感じられま
した。仮設住宅に住む方々と話をさせていただきましたが、多くの方が、お金がないだとか、
衣類がないなど、そういったことを真摯に話ししてくれました。本当に、着の身着のまま津波
から避難したという状況を話していただきました。

そこで、日本共産党は各地で救援募金を募りまして、約9億3,000万円ほど集まりました。
被災地への派遣ボランティアも、延べ2万1,000人を超えております。第1次から第
5次義援金として、83の自治体と22の農協、46の漁協、14の商工会議所、37の商工
会、42の消防団などに直接義援金をお届けしております。また、今後の寒さの対策に、毛布
募金や湯たんぼ募金など、いろいろな形で被災地へのボランティアの取り組みを行っていま
す。

そこで、歌志内市として被災地にどのようなことを震災後行ってきたかを質問したいと思

ます。

①、東日本大震災後、歌志内へ移住したいという話はあったか。

②、被災地へ歌志内市としてどのような支援をしたか、義援金は幾ら集まったか、どこへ送ったのかです。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎数彦君） 理事者答弁、荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） おはようございます。

私のほうから、御質問の1と2につきまして回答させていただきます。

最初に、1番目の介護保険制度改定に当たっての1番でございます。

介護予防日常生活支援総合事業につきましては、介護認定で非該当または要支援と認定された方に対して、自治体で行っております転倒予防教室や、はつらつ教室など、各種教室と通所介護や訪問介護の介護保険サービス、さらには、自治体や民間で行っております配食サービスや見守り支援サービスの組み合わせによって一体的に提供しようとする事ができる事業でございます。

この事業は、介護保険サービスと同じように、利用料などのいわゆる報酬を請求することができますが、市町村独自の報酬設定ができるというものでございますが、私ども1市5町では空知中部広域連合構成市町で構成しておりますけれども、この連合管内では、本事業を24年度から実施する、すぐに取り組む予定はございません。

この理由といたしましては、まず1番には、国、道から事業の実施方法についての詳細が現段階ではまだ示されておらず、今年度末までには示すという回答をいただいておりますけれども、スケジュールを考えますと、新年度からすぐ取り組むことは非常に不安定要素が大きいこと、また、現状の介護予防事業及び介護予防給付で十分対応できていること、さらに、報酬設定が極めて難しいこと、また、その報酬の請求事務につきましては、空知中部広域連合構成市町すべてが同じ内容で実施しなければ国保連合会に委託できないこと、国保連に委託しても、報酬請求事務のためのシステム改修に膨大な費用がかかること、以上から、現段階では取り組む予定はございません。

他市町、全国的に見ましても、これらの事業を第5期計画に位置づける自治体は非常に少ないという情報を受けております。

次に、2番目の御質問でございます。

介護保険料につきましては、介護保険制度の改正の有無によってのみ変動するものではなく、第1号被保険者数、介護給付費、介護認定件数、介護認定審査会委員数及び開催回数、介護サービス基盤の基盤整備状況によって算出されるもので、これによって決められるものでございます。そのため、介護保険サービス利用者数や介護認定申請者数が多いと、保険料は当然上昇してまいります。

また、グループホームや特別養護老人ホーム、老人保健施設などの施設が新たにつくられたり、増改築によって入所定員がふえたりしても、保険料上昇の要素となるものでございます。

当市は、1市5町により広域連合を組んで介護保険事業を運営しておりますので、連合構成市町のこれらの状況によって介護保険料が決められるものでございます。

現在、第5期高齢者保健福祉計画の作成中でありまして、第4期の3カ年の実績と第5期からの3カ年の予測を踏まえて介護保険料を算定いたしますが、御説明しましたような幾つかの要因から算出されることを加え、24年4月からの改正には、介護予防日常生活支援総合事業だけではなく、幾つかの改正点がございますので、保険料は必然的に変動し影響が出るもの

であります。

また、改正による介護保険サービスの利用者への影響についてでございますけれども、より充実し、利用しやすく、要介護者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるようにするために、切れ目のない支援の提供を目的として改正するものでございまして、現行のサービスが現状よりも低下するということはありません。

続きまして、3番目の質問にお答え申し上げます。

介護保険制度につきましては、共同連帯の理念に基づきながら、高齢者の尊厳の保持と自立支援を目標とした制度でございます。介護保険法にのっとり実施されるものでございますから、この運営や利用の仕方には、幾つかの決まりや基準が定められております。決まった時間や回数の中のサービスを提供していくものでございまして、利用者の方の中には、もっとたくさんサービスを受けたい、こんなこともしてほしいなどという思いはさまざまあると思っておりますけれども、介護保険サービスで補えない部分につきましては、市の福祉サービスを利用させていただいたり、あるいは、介護保険制度とは別の有料サービスなどを活用していただきたいと思っております。

なお、利用者を初めとする被保険者や御家族の皆様の御意見は、空知中部広域連合を通じ、本市としても国や道に訴えていきたいと思っております。介護保険担当窓口あるいはオンブズパーソンという制度もございますので、御活用いただきたいというふうに思っております。

次に、件名2の福祉事業についての御質問にお答え申し上げます。

①の質問にお答え申し上げます。今年度の除雪ヘルパーの人数は10名で、利用者は36名となっております。

次に、②の御質問にお答え申し上げます。ヘルパー1人当たりの担当件数は、多い方で6件、少ない方では1件、平均して3.6件ということになっております。担当地区では、なるべくヘルパーの居住区域にいる方に利用していただくよう派遣するように努めております。また、できるだけ一日の始まりの早い時間に間口除雪を行い、避難時の対応を整えていきたいというふうに考えておりますので、ヘルパー1人当たりの担当件数は、できるだけ少ないほうが望ましいというふうには思っております。

3番目の御質問にお答え申し上げます。

機会あるごとに、民生委員の方々及びヘルパーさんより状況をお聞きしておりまして、現状では、ヘルパーさんからも利用者からも、苦情、トラブルの訴えがなく、現状、実態調査は行ってございません。これまで、ほとんどの方々が継続してこの制度を利用されておりますことから、ある程度の満足をいただいているものと判断しております。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 私のほうから、件名3、東日本大震災についての御質問に対してお答え申し上げます。

①と②につきまして関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

最初に、①の移住の件につきましては、市に対する申し出や移住にかかわるような問い合わせの事例はありません。

次に、②の被災地への支援につきましては、3月に補正予算で計上させていただきました義援金200万円について、3月30日に日本赤十字社の震災義援金窓口へ送金しております。また、4月には、市民から寄せられた食料品や生活用品などの支援物資について、北海道を通じて送付したほか、国及び北海道からの要請により3月25日から30日までの6日間、消防

士3名を宮城県石巻市へ派遣いたしました。なお、市民からの義援金につきましては、日本赤十字社歌志内市地区が窓口となっておりおますが、これまで寄せられた義援金の総額は312万9,447円となっており、直近に寄附された3,000円を除き、日本赤十字社北海道支部へ送金済みであります。

以上でございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） まず、1件目の介護保険改正に当たってから、再度質問をさせていただきます。

総合事業のほうは、とりあえずは行わないということで今のところ考えているみたいなのですが、国が介護給付削減をねらいの一つとして、この総合事業も一つとして取り上げていることのあるのですけれども、これをやらない、現行のサービスで提供するというものなのですけれども、今まで以上のサービス提供は、とりあえずはやっぱり心がけないとだめだと思っておりますけれども、その辺もう一度お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） これまで以上というか、先ほどもお答え申し上げましたけれども、現行どおりの事業を実施するというお答え申し上げました。したがって、新たに独自のものをこれにつけ加えるという考えではございません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） あと、保険料ですね。保険料は若干変動するという、影響は出てくるということなのですけれども、こういったことを、いろいろ準備基金とか、いろいろ多分やっていると思うのですけれども、そういったもので繰り入れして保険料の値上げ抑制とかということにはできないものなののでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 今現在、この保険料をどのようにしていくかということで準備を進めております。まだ具体的に幾らということは、現段階では申し上げられませんが、当然、今までの実績とこれからの予想とを加味しながら決めていくものでございまして、これまで3年ごとに改正されて保険料が決められておりますけれども、この制度が設定されて以来、少しずつ、また、時には一気に上がっている部分もありますけれども、上がっているのは間違いございませんで、憶測で申し上げるのは恐縮ですけれども、現行よりも、今の状況を見ますと、幾らかの上昇は否めないのかなというふうには考えております。

したがって、これで極力保険料を抑えて皆様にとということにはなりますけれども、国の対策といたしましては、法律を改正して、都道府県に設置しております財政安定化基金の一部を取り崩せるようにというような案もございますし、空知中部広域連合ですね、私どもの広域連合独自でも介護保険料の会計で余剰金を積み立てまして、これを基金として設置してございます。これらの基金の一部を取り崩して保険料の軽減に充てるという考えもございまして、これらを総合的に検討をした結果、保険料が設定されますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 自治体独自で減免制度や、いろいろ利用料の軽減措置などを行っているのですけれども、今後、もう少し範囲を拡大するというか、利用しやすいように、こういった考えは、そうしたら、全然今のところは考えていないということでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 今の事業の中身の拡大という御質問でよろしいのですか。

これは、国のほうで定めている事業の内容に沿って行っておりますので、先ほど申し上げましたように、独自にこれを拡大云々ということはできかねるというふうに思っておりますし、ただ、より多くの方がこの制度をしっかりと理解していただいて利用していただくことがこの制度の目的でもありますので、逆に拡大といいますと、やっぱり皆様にこの介護保険の仕組み、中身を広く周知するということが、あえて言えば拡大というふうに理解しております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 低所得者の方が1割の利用負担で必要な介護保険を受けたくてもなかなか支払いができるかわからないと、こういったことで介護保険制度を使えない方もいるのではないかと心配をしている介護士さんもいまして、中には介護度ごとにサービスの現状が決まっています、オーバーした分は自己負担になってしまうと。こういうふうにならないように、自己負担させないために、介護士さんと利用者との間でいろいろな話をして、介護の内容を決めている状況があるみたいなのですけれども、こういったことは、やっぱり利用者としての満足いくサービスといったものが提供できているか不安だという声があったのですけれども、こういう事例とかというのは市のほうでは押さえてはいるのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 直接、私のほうには今のような話は受けた記憶はございません。ただ、遠巻きといったらおかしいのですけれども、そういう要因は全くないとは思いません。ただ、あくまでもこの制度という中に沿った部分でしか運営できない部分がございますので、やはりその辺は、より、その制度の範囲の中で利用していただいて、その部分を享受していただくというのが最大限の部分でございますので、今、委員さんがおっしゃられた部分を今すぐこの制度の中ですべてゼロにするということはちょっと難しいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 先ほど言われたのですけれども、介護保険制度の中身をきちんと知ってもらうこともサービスを使ってもらう上で大事なことだということを、先ほどちらっと話をされたと思うのですけれども、ここ10月、11月、いろいろな住宅を歩かせていただきまして、介護認定制度というものが、介護保険を始める前に、この介護認定というものを受けないとだめだということを、高齢者の方が、よくまだ実態を把握していないことが結構あったのです。こういったことも、介護保険を使っていただく上で、市として、65歳以上だったりというターゲットを決めて、きちんとした説明会、こういったことも積極的に開くべきではないかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょう。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） この制度ができて、もう十数年運用されてきておりますけれども、実際のところ、まだ詳しく理解されていないという方が多分いらっしゃると思います。実際にこの制度自体は、その御本人がある程度健康状態が思わしくなくなってきたときに初めてこういうのが気がつくという部分がありますけれども、やはりそれを待つのではなくて、今、委員さんがおっしゃられたとおり、説明会がどうかということではなくて、この制度の中身をもっといろいろな形で周知をして、より多くの方がこの制度に恩恵をこうむるということに努めてまいりたいと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 今のお答えは、利用者介護士さんと、あと、制度の中身が、うまいぐあいにバランスよく保たれてないと、多分、この介護保険というのは前進はないと思うので

すけれども、どれか一つ崩れていたら満足する介護保険は使えないのではないかと思います。

介護保険が始まってから、認定結果と実際の状況というのですか、状態が合っていない問題が指摘されていることが多々あります。特に認知症高齢者、ひとり暮らしの高齢者の方の実情がうまく反映されないで、逆に軽度に判定されるという仕組みが、いまだに改善されていないところも見受けられます。現に私の知り合いも、二人夫婦なのですがすけれども、奥さんのほうが自分でトイレに行けなかったりだとか、ちゃんと御飯が食べられない、そういった方が一回判定してもらったら、結構軽度のほうに判定されたという事例もありました。こういった実態を市が全力で情報を把握して、うまいぐあいにサービスを提供していかなければならないと思うのですけれども、その辺もう一度お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 介護の認定につきましては、それぞれ専門の資格を有した者が実施しておりますので、極めていいかげんなということはあるかないかなと思っておりますけれども、今、議員さんがおっしゃられた話は耳にさせていただきます。1回切りではなくて、再度、また再調査というのもございますし、この辺は、やはりその専門の方々の基準をもとに認定を行っていくというふうに思っておりますので、もしそういう不審な部分があれば、電話をいただければ、私どもも再調査というか再認定の用意はございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。利用者が満足いくサービスを受けるということで考えれば、介護士のほうの力も当然必要になってきます。この介護士さんの報酬というのですか、賃金ですよ、かなり低いという声もありまして、看護学校だったりだとかというところでも、看護師のほうに進む方というのは結構実態もわかっていて、賃金が安いとかということがあるみたいで、なかなかそちらのほうに行くという方がいらっしゃらないということらしいのですけれども、こういったことを、市から、こちら側では広域連合としていろいろやっていますので、広域連合だとか、道、国などに、こういった介護士さんへの賃金の引き上げ、こういったことを訴えて介護士さんをふやして、利用者を満足いくサービスを受けられるようにしていくことも大切だと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 現行、この国の制度によって基準を定められておりますけれども、今言ったそういう部分が大きな支障となる、また、それによって介護士さんがなり手がいないとかいう部分に波及するのであれば、また機会を見つけて、私ども広域連合、また道、国のほうに要請はする用意はございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） ぜひ声を届けてあげて、介護士さんたちをふやして、満足のいくサービスを提供していただきたいと思います。

23年度3月で要介護認定者が330人になっております。22年の3月から見て18人多くなっていますけれども、現在の要介護認定者は何人ぐらいになっているか、お聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 申しわけございません、私のほう、今、22年度中の資料しか持ち合わせてございません。出入りがございますので、おおよそ、この数字で推移しているものと思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） こういったこともきちんと、できれば把握しておいていただければありがたいなと思います。恐らく、今言ったように、多少の変動はあるにしても、歌志内の人口が結構年々減っていつている中で、介護認定者の数というのは増加、もしくは、それよりちょっと下、現状維持に近いような感じになっていると思うのですけれども、こういった実態は市のほうではどういうふうには押さえておりますか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） この制度のランクづけですけれども、あくまでも御本人さんからの申し出によって、この判定が決定されるわけでございます。したがって、実際には、この申請をされないで、何というのでしょうか、介護度合いを持っていらっしゃる方も、多分いらっしゃるのではないかと思いますけれども、何せ私どもでは申請のあった部分のみの把握しかできないわけございまして、やはりこれは、これからも福祉のまちを推進するために、この介護保険にとどまらず、地域と連携して、いろいろな情報のやりとりをしていかなければ、より細かい福祉サービスが徹底されないと思っておりますし、今、数字については、先ほど言いましたけれども、現段階、うちのほうで申請のあった部分の22年度の数字しかとらえておりません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 実態が悪くなる前に、実態を押さえて、介護保険を使ってもらわないことが第一のことだと思いますので、市のほうできちんとした調査なり何なりしてもらって、そういう軽度者というのですか、そういう人たちを事前に判断してもらって対応していただきたいと思います。

最後になりますけれども、介護保険は、今後、ここにいる全員が厄介になる可能性も、僕もそうなのですけれども、そのときに、やっぱりだれでも受けやすく安心できる介護保険制度になっていたほうが、皆さんも、僕もですけれども、安心して生活できると思っております。現在の高齢者の方々は、今まで一生懸命歌志内のために頑張ってきてくれております。こういった介護保険サービスの向上が安心を生んで、まちが生き生きしてくるのではないかなと思うのですけれども、最後に市長の見解を聞かせていただきたいと思います。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 先ほどから所管の課長がお答えいたしているところでございますけれども、御承知のように、まず一つには、当市は1市5町による空知中部広域連合の中でこの事業を進めております。そういった面では、他の自治体の関係、いわゆる5町の皆さんの状況等も把握しながら、そういった内容等の整理ができているのかなと思っております。

おっしゃるように、やはり地域で安心して暮らし続けるまちづくりというのは、これは私も常に言っているわけですけれども、やっぱり福祉対策ということについては優先的に進めていかなければならないということでございます。

また、今いろいろお話しされました介護保険制度の中で、いろいろな隘路があるということについても、これはそれぞれ担当者会議だとか、あるいは広域連合の首長会議だとか、そういった中で意見交換をしながら進めているのが実態でございます。一般的に介護保険制度の内容についていろいろな情報が流れておりますし、また、私の記憶はあれですけれども、介護保険料の改正等、過去にも何回かありましたけれども、この時点では、できるだけ、その保険、介護保険については、保険料のみならず介護保険の内容についても住民の皆さんに説明をしながら来たつもりでございます。なお、一層そういった面については力を入れてやってまいりたいと思っておりますし、いろいろな問題点については、これは私ども、北海道市長会がございませ

れども、その中で、この介護保険制度についての要望等をまとめたものがございますし、こういった面では、住民の安心・安全なまちづくりのために国に対する要望等も続けているところでございますので、今後も一層こういったものについては情報交換し、あるいは情報を聴取しながら、この介護保険制度の活用を図ってまいりたいと、このように思っています。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 時間もなくなってきました。わかりました。

次に福祉事業についてですけれども、ヘルパーさんの人数が10名、利用者が36名ということ。この制度をもう少し、市民の皆さん、高齢者の方とかに利用しやすいような制度にすれば、もっと、使ってみようかなという人もふえるのではないかなと思うのですけれども、その辺は市のほうとしてはどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） この制度は昭和63年から行ってきている事業でございます。また、時期には広報誌を通じて市民の皆様にも周知しております。また、この制度の申し込みなのですけれども、地区の民生委員さんの経由で書類が上がってくる制度でございます。したがって、地区の民生委員さんは町内のそれぞれのこういう方々をある程度掌握されておりますし、民生委員さんからの声かけ等も多分行っているというふうに聞いてございます。

また、さらにこれ以上ということであれば、1軒ずつ回ることも必要なかと思っておりますけれども、現状、こうやってこの制度をずっと行ってきておりますので、やはり地域の民生委員さんなり町内の皆さんの御協力をいただきながら、これらの制度を周知していきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。除雪ヘルパーさんの後、地域割り当てですけれども、多い方で6軒、少ない方で1軒ということで、この範囲が6軒と1軒という、1人にかかっているウエートというのが、重たい、軽いというのが結構明みにあるとは思っておりますけれども、あと、車が運転できて、ちょっと遠いところまで行けるだとかということも考えての6軒なのかなとは思っておりますけれども、その辺、ヘルパーさんのほうからこうしてほしいだとかという要望とかというのはないのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） つい先日もヘルパーさんの説明会を行いました。それで、先ほど言いましたように、できるだけ居住している方に近いヘルパーさんをあてがうというのは一番理想の形でありますけれども、今言いましたように、地区によってこの利用者の方々の数がまちまちでございます。それで、ヘルパーさんが可能な限りの軒数をということで、調整しながら行っておりますので、ヘルパーさん独自から多いの少ないのという苦情はいただいておりません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 利用者さんがある程度満足していただいているという答えがあるのですけれども、実際ちょっと何件か聞いたところ、3年、4年ぐらい前に除雪ヘルパーを使っていたのですけれども、やはり玄関先というのですか、決められた範囲、あと通路しかやってもらえない。ちょっとほかにやってほしいところがあっても、なかなか融通してもらえないという話もありまして、その方は今、ヘルパーさん頼まないで近所の若い方に、ちょっと値段が高くなるのだけれども、融通もきくし、ちょっとやってもらっているという実態があったり、体が不自由というわけではないのですけれども、介護保険を使っている方で、玄関先にデイサー

ビスの車がとまらないで勝手口のほうに車をとまると、そういったことで勝手口のほうの除雪は自分でやっていると、こういった、玄関先だけではなくて、もう少し柔軟性を持ってやってもらえれば結構使う人も多いのではないかなという話はしていたのですけれども、その辺はどう思いますか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） この除雪ヘルパー制度の事業の趣旨なのですけれども、あえて申し上げますけれども、生活路の確保というのが第一でありまして、その基準が、おおむね15センチ以上の降雪があった日に玄関先から公道まで、おおむね1メートルの範囲で除雪をするということを定めた事業でございます。事業の主な目的ですね、これは避難口の確保というのが大重要でございまして、例えば屋根から落ちた雪で窓がふさがったとか、それから周りの雪が積もって堆積したのを対応してくれとか、そういう対応事業ではないことを御理解いただきたいと思います。

ですから、その除雪という大きな枠でとらまえたら、今言いましたように、特にお年寄りの方は玄関の軒先はきれいにしてほしいという願望は多々あると思いますけれども、この制度自体は、今言いましたように、必要最小限の確保という部分の避難口の確保が大重要でございますので、この事業の趣旨を十分御理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） この制度のそういったところを、もう少し柔軟にというか、間口だけでなく、もう少し、ちょっと広い範囲でやってもらえたらという声が結構多かったのです。民生委員さんからの声では、そういった声は多分届いていないのだろうと思うのですけれども、実際、歩くと、そういう声もありましたので、もう少しこの制度について考えてもいい時期に来ているのではないかなと思っております。いろいろ、豪雪地帯で、道路とかも狭いまちなので、この除雪ヘルパーの派遣制度をもっと充実したものにすれば、そういったことも今後考えていかなければならないと思うのですけれども、その辺もう一度お聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 現行、この制度の部分、制度の中身ですね、今言いましたように15センチの1メートルという基準を変更するということが、先ほど言いましたように避難口の確保という主目的にそこまでなっていくのかという部分でありますから、今言いましたように、そうではなくて、別途、自分の希望される部分の除雪をしてくれとかということであれば、全くこの制度とは違う形のものをつくっていかねばならないと思いますし、極端に言ってしまうと、それだけ要望があれば業者さんに発注してくださいとかということになり得ないわけですけれども、もしそういう話をですね、今後とも、やはり除雪という問題、これからいろいろな形でなっまいりますけれども、この辺は、この制度とあわせて、そういうことも検討していかねばならないのかなというのは、実際、地域の福祉計画の話し合いの中でも、多々この除雪の問題は出ておりますので、これらは総合的に考えていかねばならないというふうに思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 違う制度を設けてということも考えられるとは思うのですけれども、そういったときに、いろいろ業者さんと市といろいろ連携してやってみるとということも一つの手ではないかなと思うのですけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 荒岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（荒岡宏明君） 具体的にまだそういう青写真は全くないわけですから、どうというのはちょっと想定つきませんけれども、現状では、今言いましたように市内に業者さんもありますし、シルバーセンターさんもありますし、町内会のボランティアもありますから、この辺は先ほど言いましたように、総合的に考えてどういう形が望ましいのか、どうしていくべきか等を考えていかなければならないというふうに思っておりますので、御理解ください。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。

三つ目、3件目の震災についてを再度質問させていただきます。

今までに申し出はなかったということなのですけれども、震災直後に住宅の提供可能数、こういったことを申請していたと思うのですけれども、今後、入居希望者がいれば、すぐ受け入れすることは可能なのでしょうか。

○議長（山崎数彦君） 柴田建設課長。

○建設課長（柴田一孔君） 前にも御答弁させていただきましたが、市内に100棟ぐらいあるという話をしました。そのうち、即入居できるのは数棟あるというお話をしました。数はちょっと確認、今できませんが、幾らかであれば、数棟であればすぐ用意できるものはあります。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 現地の仮設住宅といっても、本当にただの鉄板で組んだプレハブみたいな形なのですけれども、これから冬にかけて、現地の人たち、かなり多分厳しい生活を強いられるのではないかなと思います。その中で、歌志内市としてもう少し、東北3県だったり、宮城、岩手、福島、こういったところに積極的に出向いて、難しいのかもしれないけれども、歌志内ではこういうふうな、来ていただいた方にいろいろ援助しますとかということも、今後、全国的にアピールして、人口の増加というのですか、そういったことも図っていったほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その辺はどのように考えていますか。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 阪神大震災のときもそうですけれども、そこにある企業さんのところについて企業誘致してこいという形で、ほとんどの自治体が行ったところ、今そういう状況ではないということで、玄関でお断りされた。それよりは、例えば東北3県とか今回の大地震、また、原発の事故ということで福島とかということで、歌志内市が姉妹都市をどこかに結んであれば積極的にそれは行動できるのですけれども、やっぱり、直接触れ合いを持たない市町村間同士については、北海道がどういうふうな姿勢を見せるかと、北海道全体の形として、それで歌志内がどうできるかということのほうが取り組みやすいと思ひまして、今のところ積極的に動いていない。ただし、消防だけは、緊急のときの支援ということで要請受けましたので、3名ほど派遣したということにしております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。義援金の件でもお答えいただいているのですけれども、気仙沼のほうでは、当時ですね、半年以上たったにもかかわらず、気仙沼市から市民に配られた義援金というのが一度しかない、1回しかもらっていない。こういった形で、どんな形で被災者、団体とかに義援金が配られたのか、送ったその義援金がどのように使われているのかというのは把握はされていないですね。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） そこまで具体的に幾ら幾らという形で、今押さえておりません。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） いろいろな人からの募った義援金ですので、どこにどういうふうに使ったかと、いつ配られたのかというのを把握しておくのも、一つの、集めた市としての責任もあるのかなという感じがします。

あと、歌志内市として被災地のほうに支援、こういった義援金、そういったことを今後行う予定はあるのかお聞かせください。

○議長（山崎数彦君） 岩崎総務課長。

○総務課長（岩崎雄逸君） 支援物資については、応援してほしいとかということ北海道からも来ておりませんが、義援金については6カ月延ばして3月いっぱいまで、来年の3月いっぱいまで受け付けるということで、また広報等にも周知していきたいなと僕は思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） いろいろ、市独自でもなかなかできないところもあると思うのですが、社協とかでもいろいろな、各地でボランティア派遣行っております。歌志内市と社協とも綿密に話をし、現地のほうにボランティアなり義援金、こういった食料や生活用品を送ってもらえる手だてをもう少し大々的に話ししてもらえればありがたいなと思います。

最後になりますけれども、住宅、先ほど話ししました住宅なのですが、仮設住宅の契約期間が、現地で聞くと2年間だとかということも決まっているみたいなので、どんどんそういったことも調査して、できればこちらに、ここの歌志内に来たいという人を探して住んでもらうというのは手だてと思うのですが、その辺、最後、市長はどのようにお考えになりますか。よろしく申し上げます。

○議長（山崎数彦君） 泉谷市長。

○市長（泉谷和美君） 今言われた、特に仮設住宅の関係について、これはいろいろテレビ、新聞等で報道されておりますし、仮設住宅に住んでいる方の今の状況というものもいろいろ情報があります。当然、当初から私のほうといたしましては、公営住宅を確保して、そのときは即受け入れる体制を整えているものがどのくらいあるかということで、緊急な対応という形で、申し込みがあった時点で即入れる住宅等も北海道を通じて申し上げます。

また、今、仮設住宅が2年間という話もございましたけれども、そういった、後の対応について、それぞれ被災地、県を初め市町村が、それに対してどう対応をしてくのかというのが一つの目安になるのかなと思っております。また、北海道としても、我々から状況を把握した住宅関係について、そういったことで仮設住宅の関係からどういう対応が必要なのかということも、当然北海道としても考えていくこととございますし、私どもも、そういった状況の中で、市として対応できるものについては進んで提供していきたいと、このように思っております。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） わかりました。今回の質問はすべて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山崎数彦君） 女鹿聡さんの質問を打ち切ります。

意見書案第13号から意見書案第15号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第4 意見書案第13号から日程第6 意見書案第15号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯浅礼子さん。

○3番（湯浅礼子君） — 登壇 —

意見書案第13号災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）、意見書案第14号鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）、意見書案第15号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書（案）につきましては、お手元に配付しております内容により、関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書（案）

東日本大震災発生から8カ月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なくされています。

今後、本格的な復旧・復興へ向けては、物流インフラの復旧、上下水道や学校施設等公共施設の復旧などへの重点投資が求められています。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められています。

今後、被災地の本格的な復旧・復興と併せて、地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、学校施設の耐震化の着実な実施など災害時を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備にかかる公共投資については、地域のニーズを踏まえつつ、国の責任として積極的に進める必要があります。

よって、政府におかれては、災害に強い日本の構築に向けて、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するよう強く求めます。

記

1. 東海・東南海・南海地震の影響が想定される地域のミッシングリンクの解消をはじめ幹線道路ネットワークを構成する道路を優先的に整備すること。
2. 学校施設の防災機能の向上のための環境整備の充実を図りつつ、公立学校の耐震化を加速度的に推進すること。
3. 公共施設や社会インフラの維持・管理など計画的な老朽化対策を推進すること。
4. 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月15日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、国土交通大臣、文部科学大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書（案）

近年、野生生物による農作物の被害は、深刻な状態にあり、その被害は経済的損失にとどまらず、農家の生産意欲を著しく減退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、大きな影響を及ぼしています。

野生鳥獣による農作物被害額は、平成21年度において213億円で、前年度に比べて14億円増加しています。鳥獣被害全体の7割がイノシシ、シカ、サルによるもので、農作物の被害にとどまらず、山林の荒廃を招き、豪雨時の土砂流出被害にもつながっている、との指摘もあります。

このような状況を踏まえ、国においては平成19年12月、議員立法（全会一致）により、「鳥獣被害の防止のための特別措置に関する法律」が成立。これに基づき鳥獣被害防止総合対策交付金の支給や地方交付税の拡充、都道府県から市町村への獲得許可の権限委譲など、各種支援の充実が図られました。

しかしながら、生息域の拡大を続ける野生生物による被害防止を確実なものとするためには、ハード・ソフト両面による地域ぐるみの被害防止活動や地域リーダー、狩猟者の育成、被害農家へのより広範な支援などの対策の強化が不可欠です。

また、野生生物の保護並びに被害防止対策のための適切な個体数管理の上からも、正確な頭数の把握は欠かせませんが、その調査方法はいまだ十分なものとはいえず、早期の確立が望まれます。

よって国におかれては、鳥獣被害防止の充実を図るため、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望します。

記

- 1 地方自治体が行う被害防止施策に対する財政支援を充実すること。
- 2 現場では有害鳥獣対策についての専門家が不足していることから、専門的な知識や経験に立脚した人材の養成及び支援策を講じること。
- 3 有害鳥獣の正確な生息数の把握ができる調査方法を確立すること。
- 4 効果的な野生鳥獣被害防止対策を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月15日

北海道歌志内市議会

提出先

内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、総務大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書（案）

安心社会を構築するため、医療や介護の充実、子育て支援の強化などに対する各種基金制度が設けられ、地方自治体における迅速かつ柔軟な取り組みに対して支援が行われてきました。しかし、こうした基金事業の多くが今年度限りで終了します。

特に、下記に掲げる基金については、多くの関係者から事業継続を求める声が上がっております。国民生活の安心と向上を図る上からも、こうした基金および基金事業を継続するよう、政府に強く求めます。

記

- 一．子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金

地方自治体における子宮頸がん予防ワクチン、H i b ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの接種事業を財政支援する基金であり、ワクチン接種について予防接種法の対象疾病に位置付ける法改正が実現するまで継続すべきである。

一. 安心子ども基金、および妊婦健康診査支援基金

保育所や放課後児童クラブなどの整備を後押しする安心子ども基金、および妊婦健診の負担軽減を図る妊婦健診基金について政府は、新たに創設する子ども・子育て新システムの中で対応するとしているが、具体的な中身が明らかになっておらず、当面は基金事業による対応が現実的であり、継続すべきである。

一. 介護職員処遇改善等臨時特例基金

介護職員の賃金引き上げなどを行うための基金として創設し、今年度末まで予算措置されているが、来年度以降の対応は、引き続き基金事業によるのか介護報酬によるのか、方向性がまだ見えていない。介護職員の処遇改善は極めて重要な課題であり、既存の基金を積み増しし、着実に賃金引上げなどに充てられるよう措置すべきである。

一. 障害者自立支援対策臨時特例基金

障害者自立支援法の施行に伴う事業者の経過的な支援を行うため、平成18年度から20年度までの特別対策として実施し、その後、既存事業の拡充や新たな事業を盛り込み、今年度末まで延長されている。来年度以降も、新体系移行後の事業所支援やグループホーム等の設置補助などが必要であり、基金継続によって柔軟な支援をすべきである。

一. 地域自殺者対策緊急強化基金

地域における自殺対策の強化を図るための基金として、電話相談窓口の充実など地方自治体における具体的な取り組みに活用されており、こうした取り組みを切れ目なく支援するため、継続かつ基金の積み増しが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月15日

北海道歌志内市議会

提 出 先

内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第13号災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備を求める意見書案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第13号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第14号鳥獣被害防止対策の充実を求める意見書案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第14号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第15号国民生活の安心と向上を図る各種基金事業の継続を求める意見書案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第15号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第16号から意見書案第18号まで

○議長（山崎数彦君） 日程第7 意見書案第16号から日程第9 意見書案第18号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） —登壇—

意見書案第16号後期高齢者医療の保険料値上げを行わない事を求める意見書（案）、意見書案第17号介護保険料の負担増軽減などに関する意見書（案）、意見書案第18号環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書（案）、以上3件の議案について、歌志内市議会会議規則第13条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、お手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。内容の趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

後期高齢者医療の保険料値上げを行わない事を求める意見書（案）

北海道後期高齢者広域連合は、平成23、24年度の新たな保険料を試算し、剰余金20億

円、財政安定化基金 82 億円を充当した場合として、現行保険料の 1 人当たり 6 万 4,953 円に対し、6 万 8,784 円（6.49%の伸び）となり、約 3,800 円の値上げになるとしています。

現在でも 11 月 1 日の道議会では、保健福祉委員会で道民所得が全国平均の 79 万 6,000 円に対し、62 万 9,000 円と 16 万 7,000 円も下回る実態が明らかにされました。一方北海道の保険料は全国 10 位と高い位置にあります。北海道後期高齢者広域連合による短期保険証交付対象者（平成 23 年 10 月 1 日）は 716 人に及んでいます。このように所得が低く保険料が高いという現状は、安心して老後の医療を受けたいという高齢者の希望と大きくかい離しています。

国・道の責任はますます大きくなっています。よって新しい保険料の設定にあたっては、高齢者にこれ以上の財政負担を押しつける事のないよう、北海道及び国として十分な財政処置を講ずるよう強く要請します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 23 年 12 月 15 日

北海道歌志内市議会

提 出 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

（以下は、朗読を経ないが掲載する。）

介護保険料の負担軽減などに関する意見書（案）

介護保険制度が「介護の社会化」をうたい文句として創設されて以来、国や自治体が支出する公費と、国民が負担する保険料や利用料を財源に、公的な介護制度確立が目的とされてきました。

しかし、介護施設やサービスの体制が不足していたうえ、政府が社会保障費の削減路線を続け、国庫負担を減らしてきた為、介護サービスの削減・利用料の負担拡大が続いてきたのが実態です。

高齢者社会の進行と一人暮らし家庭の増加のもとで、家族介護が低下する中で、介護の社会化、老後を支える介護保険の確立が求められます。

しかし、特別養護老人ホームの待機者の増大、介護給付のきびしい設定、高いサービスなど、諸々の規制が介護保険の活用を狭めています。

そのうえ平成 23 年度からの第 5 期保険料は、給付費増等により毎月千円以上のアップが予測されています。国庫負担は介護費用の 25%に抑えられているのを、せめて 5%増加すれば値上げは抑止できます。

また、財政安定化基金（道内 148 億円）、準備基金のフル活用を進める事により値上げ抑制が可能です。

国及び道においては介護保険料の値上げを抑止するよう特別の対策を取られるよう要求致します。

記

- 1 国においては、介護保険国庫負担の割合を引き上げること。
- 2 国と道は、財政安定化基金と準備基金を十分に活用して値上げの抑制指導をとること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 23 年 12 月 15 日

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、北海道知事

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉への参加表明撤回を求める意見書（案）

11月12日のＡＰＥＣ（アジア太平洋経済協力会議）首脳会議で、ＴＰＰへの参加を表明しました。

ＴＰＰへは、加盟国の関税を原則撤廃するなど完全な貿易自由化を前提としているものであり、農薬ばかりではなく、医療・社会保障・金融・保険、労働市場等の関税撤廃だけでなく、食品の安全基準など関税以外の貿易障壁「非関税障壁」の撤廃を大原則とした協定である。

この協定は国民一人ひとりに重大な問題であるにもかかわらず、十分な情報を提示する事さえ行わず、容認できるものではない。また、大震災からの本格的復興への最大の妨げにもなりかねない。

北海道の基幹産業である第一次産業では、耕地面積や社会条件などが大きく異なる米国や豪州などの農産物輸出国との競争力格差は極めて大きく、農林水産業の継続が困難になり、地域経済・地域社会が大きく衰退することは明らかです。

1戸あたり平均耕地面積が22ヘクタールの本道でも、ＴＰＰに参加したら、農業と関連産業、地域経済が2.1兆円もの損失、17万人の雇用消失をこうむると道は試算しています。

また、医療分野でも混合診療を全面解禁すると保険外診療がさらに拡大され、経済力の違いで医療の格差が生まれると考えられる為、日本医師会・歯科医師会・薬剤師会らは公的医療保険を脅かすＴＰＰに参加しないよう強く求めています。

よって、国においては、食料自給率の向上や食料安全保障の観点からも「多様な農業の共存」を基本理念として堅持するとともに、国民皆保険の堅持にも全力を尽くし、本市・地域社会や経済・雇用に甚大な影響を与えるＴＰＰ交渉への参加表明を撤回するよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣

○議長（山崎数彦君） これより、意見書案第16号後期高齢者医療の保険料値上げを行わないことを求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第16号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第16号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第17号介護保険料の負担増軽減などに関する意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第17号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第17号は、原案のとおり可決されました。

これより、意見書案第18号環太平洋経済連携協定（TPP）交渉への参加表明撤回を求める意見書（案）について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第18号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第18号は、原案のとおり可決されました。

意見書案第19号

○議長（山崎数彦君） 日程第10 意見書案第19号免税軽油制度の継続を求める意見書（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

谷秀紀さん。

○7番（谷秀紀君） ー登壇ー

意見書案第19号免税軽油制度の継続を求める意見書（案）。

上記議案を歌志内市議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

本意見書案につきましては、理事者及び議員のお手元に配付しております内容により関係機関に提出するものです。意見書案の内容、趣旨説明については読み上げを省略いたしますが、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますので、議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(以下は、朗読を経ないが掲載する。)

免税軽油制度の継続を求める意見書(案)

軽油引取税については、平成21年度の地方税法の改正により、道路特定財源から一般財源化された。これに伴い、道路の使用に直接関連しない機械等に用いられる軽油について設けられている免税制度が平成24年3月末で廃止される状況にある。

スキー場事業では、ゲレンデ整備に使う圧雪車の燃料、降雪機の動力源として使用する軽油について免税となっており、この制度がなくなれば、スキー人口の減少等現在でさえ厳しい経営環境を圧迫し、スキー場の経営はさらに厳しいものとなり、北海道の観光及び経済にも大きな打撃を与えることが危惧される。

当市におけるスキー場においても、安全・安心かつ快適なゲレンデを提供するため雪面整備に圧雪車等を使用しており、利用者の減少等厳しい環境にあるスキー場の経営維持に不可欠なものとなっている。

よって、国においては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成23年12月15日

北海道歌志内市議会

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

○議長(山崎数彦君) これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、意見書案第19号について採決をいたします。

ただいまの意見書案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山崎数彦君) 御異議なしと認めます。

したがって、意見書案第19号は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続審査の申し出について

○議長(山崎数彦君) 日程第11 閉会中の継続審査の申し出についてであります。

各委員長より、委員会において審査中の事件について、会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎数彦君） 御異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終わりました。

以上をもって、今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉 会 宣 告

○議長（山崎数彦君） これをもちまして、平成23年歌志内市議会第4回定例会を閉会いたします。

（午前11時48分 閉会）

市 長 あ い さ つ

○議長（山崎数彦君） ここで、本年最後の議会最終日に当たり、泉谷市長よりごあいさつを受けたいと思います。

泉谷市長、お願いいたします。

○市長（泉谷和美君） ー登壇ー

本年最後の定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

本議会におきましては、各提出議案について御審議いただきましたこと、また、平成22年度各会計決算について御認定賜りましたことにつきまして深く感謝を申し上げます。

さて、本年は、3月の大震災によって日本国じゅうが大きく混乱した一年となりましたが、自然災害の恐ろしさや、非常時における自治体の対策の限界を感じさせられた一方、国じゅうが助け合い、いたわり合う姿に、地域を越えた連携の大切さを再認識したところでもございます。

本市におきましては、多くの皆様の協力のもと、地道な事務事業の見直しや、細やかな経費節減などを積み上げ、ようやく再建団体転落の危機から遠ざかりつつあります。しかしながら、このたびの震災が、国の財政、ひいては地方へも波及することが予測され、また、喫緊の課題とされている社会保障と税の一体改革では、消費税収の配分などについて、国と地方の綱引きが続いており、さまざまな課題が山積する中、地方財政を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

本市のような小規模自治体におきましては、国あるいは北海道の動きに大きな影響を受けますことから、今後とも国等の動静を注視しつつ、小さくとも住みよい、安全・安心な地域づくりと、自主財源の安定的確保に向け努力してまいる所存でございます。引き続き、皆様の御指導、御支援をお願い申し上げます。

皆様の本年一年の御尽力に改めて感謝を申し上げますとともに、新年を御家族御健勝にて過ごされますよう、また、皆様のますますの御活躍を御祈念申し上げ、ごあいさつといたします。

一年間ありがとうございました。

○議長（山崎数彦君） それでは、これで終わります。

一年間大変ごくろうさまでした。

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 山 崎 数 彦

署名議員 川 野 敏 夫

署名議員 谷 秀 紀